

豊中市における男女共同参画の推進に  
関する施策等の推進方策について

答 申

平成 18 年（2006 年）1 月

豊中市男女共同参画審議会



# 目 次

. はじめに .....	1
. 答申の考え方 .....	2
. 現状と課題 .....	3
. 取組みの方向性 .....	6
. 推進すべき具体的な課題と推進の指標 .....	7
<b>1 . 推進体制について .....</b>	<b>8</b>
1 ) 指標を用いた評価 .....	8
2 ) 庁内推進体制の整備 .....	8
3 ) 拠点施設としての「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の活用 .....	8
4 ) 男女共同参画推進状況等の評価 .....	9
<b>2 . 家庭生活と職業・地域生活の両立支援について .....</b>	<b>9</b>
1 ) 家庭生活と職業との両立が容易になるための支援策の充実 .....	9
2 ) 仕事と子育て・介護・看護の両立のための支援 .....	11
<b>3 . 教育・保育の充実について .....</b>	<b>12</b>
1 ) 乳幼児期からの男女平等な教育を進めるための保育・教育環境の整備 .....	12
2 ) 学校教育における男女平等教育・性教育の充実 .....	12
3 ) 男女共同参画を推進する社会教育、学習の充実 .....	14
<b>4 . 労働の場における男女共同参画の推進について .....</b>	<b>14</b>
1 ) 事業所に対するポジティブ・アクションの働きかけ .....	14
2 ) 均等な機会と待遇の確保 .....	15
<b>5 . 男女の人権に関わる暴力の根絶について .....</b>	<b>15</b>
1 ) 「DV根絶都市」をめざして .....	16
2 ) セクシュアル・ハラスメント防止について .....	16

<b>6 . 生涯を通じた健康支援について</b> .....	<b>17</b>
1 ) 思春期の健康支援 .....	18
2 ) 妊娠、周産期の健康支援.....	18
3 ) 成人期、高齢期の健康支援.....	19
<b>7 . 女性の参画拡大について</b> .....	<b>20</b>
1 ) 市役所及び市が管轄する職場での女性の登用 .....	20
2 ) 組織の男女バランスの均衡.....	20
<b>8 . 男女共同参画社会づくりのための研究機関について</b> .....	<b>21</b>
1 ) 市民の意識および生活についての実態調査の継続実施.....	21
2 ) 調査研究体制の整備.....	21
<b>男女共同参画の指標項目</b> .....	<b>23</b>
<b>参 考 資 料</b> .....	<b>27</b>
諮問文 .....	29
豊中市男女共同参画推進条例.....	30
豊中市男女共同参画審議会規則 .....	34
豊中市男女共同参画審議会委員名簿 .....	35
豊中市男女共同参画審議会審議経過 .....	36

## ．はじめに

豊中市では、昭和 60 年(1985 年)に女性問題推進会議が「豊中市における女性のための 199 の提言」を行うなど、大阪府内の他市に先駆けて男女共同参画社会（当時は女性の地位向上と社会参加など）を実現するための取組みをスタートさせ、「豊中市女性政策基本方針」(平成 2 年(1990 年))「豊中市女性政策実施計画」(平成 6 年(1994 年))などを策定した。また、平成 12 年(2000 年)には男女共同参画推進の拠点施設「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」を開設し、男女共同参画社会の実現のための環境整備に力を注いできた。

さらに、平成 15 年(2003 年)10 月には、「豊中市男女共同参画推進条例」を制定し、その理念のもとに「豊中市男女共同参画計画」を策定するなど、女性と男性が社会や家庭において対等に活躍できる男女共同参画社会の実現のための基本的な枠組みを整備している。

一方で、豊中市の状況をみると、例えば女性の労働力率では全国平均や大阪府平均と比べて M 字カーブの谷が深く、豊中市内の事業所における女性労働者の正社員比率(平成 14 年(2002 年))も全国平均の 48.4%に対して 42.5%と下回っており、男女共同参画社会への取組みが十分効果をあげてきたとはいいがたい。

この答申はこのような状況をふまえて、「豊中市男女共同参画計画」の策定過程で平成 15 年(2003 年)12 月に募集した市民からの意見と、平成 16 年度(2004 年度)に実施した「男女共同参画社会についてのアンケート調査」結果を分析し、男女共同参画政策の推進に向けての今後の方向性についてまとめたものである。

豊中市においては、この答申を十分に尊重して、男女共同参画推進のための施策を積極的に展開されることを望むものである。

### 【平成 16 年度男女共同参画社会についてのアンケート調査概要】

- ・調査対象 満 20 歳以上の市民
- ・標本数 女性 1,500 人、男性 1,500 人を住民基本台帳から無作為抽出
- ・有効回収数 1,195 人(女性 685 人、男性 492 人、不明 18 人)
- ・有効回収率 39.8%
- ・調査方法 郵送による調査票の配布および回収(督促はがき 1 回配布)
- ・調査期間 平成 16 年(2004 年)10 月 4 日～10 月 20 日

## ．答申の考え方

「男女共同参画社会」とは、豊中市男女共同参画推進条例の前文にうたわれているように「すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力が大切にされて、性別にかかわらず自らの意思で生き方を選択することができる社会」になった時、結果として実現するものであろう。このような社会を招来するために行政として努力すべきことは、一定の価値観を提供するのではなく、「基本的に、すべての人が自らの意思で生き方を選択することができる環境づくり」にあることはいうまでもない。

しかし男女平等をうたった日本国憲法施行から60年近くたった現在でも、社会通念や社会制度はいまだに男女の性役割や社会・文化的格差を前提とする仕組みを克服できていない。今回の、豊中市における「男女共同参画社会についてのアンケート調査」の結果をみても、個人の意識をはじめ、家庭や夫婦に関する考え方、また、子どもの教育観に、従来の伝統的な男女観が根強く残っており、後述するさまざまな点が男女共同参画社会の実現にむけての課題となっていることがわかる。これらの結果をもとに、この答申では、「男女共同参画社会」実現に向けて行政が取り組むべきこととして、

### 1) 「従来の固定的男女観・家族観の相対化」

現在の社会や市民意識に残る固定的な男女観・家族観を絶対的なものとみなさず、選択肢のひとつにするような取り組みを行うこと。

### 2) 「男女格差を温存・再生産する社会制度の変革」

男女格差を温存・再生産する社会制度を変革して、必要なら積極的な格差是正措置をとること。

### 3) 「地域社会の環境整備」

誰もが多様な生き方を選択できるよう、地域社会の環境を整備すること。

という3段階のステップを考えている。なぜならば、現在の社会に根強く残っている固定的な家族観や男女観が選択肢の一つとして相対化されなければ、

そして、それを支えるように社会制度が変わらなければ、単に法律や条例で理念を示すだけでは、実際に個人が「自らの意思で自由に生き方を選択する」という結果には至らない。このような変革には当然、それまでの社会において既得権化された既成概念の枠組みを堅持しようとする動きが予想される。しかし、このような状況を超えて社会の不平等を是正しなければ、一人ひとりの市民が自分の意思で多様な生き方を選択することは困難であり、男女共同参画社会の実現は不可能である。

## ．現状と課題

「男女共同参画社会についてのアンケート調査」結果から見えてきた現状と課題は次のとおりである。

### < 市民意識にみる男女格差 >

「日常の生活意識や価値観」においては、男女共同参画の理念は十分浸透しているとはいえず、同じ年代の男女の間でもこれらの意識にかなりの差がある。また女性においては、就労の経験の有無がこれらの価値観の変化に大きなかわりがあることが読みとれる。

一方で、子育てに関しては家庭における母親の責任とする考え方が、性別・年代・職業の有無に関わらずほぼ 7 割を超えている。企業中心の経済発展と性役割に基づく核家族を重視してきた戦後の社会政策の中で、子育てが「家庭」に囲い込まれて社会や地域での取組みが遅れてきたことの結果といえるが、次世代育成や少子化対策の観点からも、今後の子育てに関する政策の方向性を見直す必要があるだろう。

「現代社会での男女平等の実現度」に関する質問でも、学校教育の場を除いては男女平等が実現していると思う人は少数である。特に「社会通念・慣習」「職場」「政治の場」などでは男女とも 6 割以上が不平等を実感しており、「家庭生活」の項目でも平等になっていると感じている人の割合は女性で 16.2% 男性で 27.6% にすぎない。個人の生活の基盤であり社会の重要な単位とされる家庭生

活において、大半の豊中市民が「男女が不平等」と感じている現状をどう考え、行政としてどう取り組むかが問われている。

< 根強い家庭内の性役割意識 >

その半面、「家庭生活の理想と現実」の項目では、全体的には男女ともに大きな開きがない形で「生活費の獲得は男性が、掃除・洗濯・食事の支度などの家事は女性中心か共同で」行う体制が理想とされており、旧来の性役割分業社会の価値観が地域や家庭を通して若い世代にもしっかりと受け継がれてしまっている状況がある。このような状態が、「家庭内での男女の不平等」につながっていることはいうまでもない。

つまり、個人の多様な生き方ができる社会を理想とするにしても、単に形式的な男女共同参画の啓発だけでは不十分であり、市の行政責任のなかで、積極的な女性の就労支援や企業の雇用・労務管理のシステム変革のための働きかけなどが開発され、具体的な取り組みが始まる必要があるという点を強調しておきたい。また、子どもの世話や高齢者などの介護などは夫婦共同でという思いが男女双方で約6割以上を占めるものの、現実にはそれが可能であると答えているのは2割前後にとどまっており、大きなギャップがある。この落差の理由を労働の場の問題として放置してしまわずに、市民生活を支援する行政として、どの部分が可能なのかを考察して環境整備する必要がある。

< 子どもへの教育に現れる男女格差 >

今回の「男女共同参画社会についてのアンケート調査」での「子どもに望む教育」にみる男女格差は注目すべきであろう。男の子に対しては、女性も男性も8割以上が少なくとも大学以上大学院の学歴を望むのにくらべて、女の子に対しては、大学以上の学歴を求めているのは男女とも5割強にすぎない(大学院だけを見ると10%近い差)。実は、この格差は「男女共同参画社会実現に関して自分のできること」の質問結果にも現れていて、「家庭でのしつけや教育で男女の差別をしない」と答えた割合は女性で57%、男性では47%と半数程度に止まっている。これからの社会を担う次世代への家庭教育において、このような男女格差が温存されていることは衝撃的ではある。

一方で、「男女平等推進のために小・中学校で行うべきこと」としては「男女平等教育」「性教育」「男女共に働くための教育」などの必要性が半数以上の支持を得ており、小・中学校教育の中では、「男女に関わりなく子どもの個性・能力を生かす教育」の必要性が8割近くの市民に支持されている事実もある。

また、「男女共同参画社会実現のために自分のできること」については、何らかの方策が必要であるという点では認識が一致しているものの、現実に自分にできる改善策としてイメージされているのは、「相手の立場に立って物事を理解する（女性77.2%、男性68.9%）コミュニケーションを深める（女性61.0%、男性60.8%）」といった人間関係の改善のための項目であって、「経済的な自立」や「男女平等の学習」などには3割前後、また、「仕事と家事の共同分担」は5割強の男女しか興味を示していない。

これは、現在の豊中市の状況として、理想的には男女共同参画社会が理解されているものの、市民生活での現実の問題として、あるいは自分の家庭・家族の問題として理解されるに至っていないということを示すと考えられる。

それぞれの設問の仕方によって、回答者の本音が矛盾を含んだ形で表明されることはありがちなので、これらの結果の数字に違いがあることは不思議ではないが、自分の子どものしつけや教育に関して、「男女格差があることを意識しない、あるいはあっても仕方ない」と考える人たちが半数以上あるということは、「家庭での男女平等」が豊中市民の価値として十分根付いていないことを示していると思われる。市民意識がこのままの状況であると、不況が今後も続いたり、経済発展がかつてのように望めなかつたりする状況では、家計の逼迫や就労・雇用のために男子の学歴が優先されてしまう恐れもあって、男女の学歴格差、男女の就労や経済格差が拡大していく危険性も考えられる。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントにかかわる質問では、被害を受けたものの半数程度しか相談につながっていない現実が見え、これらの問題が十分に人権の問題として理解されていない可能性が考えられる。DV問題などの啓発や取組みが女性センター(男女共同参画推進センター)や女性相談の問題として任されてしまうのではなく、家庭の中の人権の問

題にも行政としてさらに踏み込んだ啓発や取り組みが必要であろう。現在問題になっている「児童虐待」「ドメスティック・バイオレンス」「老人虐待」などにも関わることであるが、これまで「家庭」は『プライバシー』などを理由に、「治外法権」的に扱われることが多かった。しかし、家庭こそが個人の人権の問題と男女の性役割や親子関係の問題が複雑に重なる場であり、もし、そこに存在する格差や不利益が『プライバシー』を理由に当事者間だけの問題として放置されてしまうと、弱い立場におかれた者の人権やさまざまな格差は縮小せず、時には命さえ危険にさらされる場合もある。社会的に弱い立場に置かれた者の救済のためには、行政もこのような『壁』や『伝統』に臆することなく個人の人権を最優先にした政策を実現する必要がある。同時に家庭や社会での男女格差の是正や間接的差別の解消など制度面での改革にも取り組む必要があることを申し添えておきたい。

## ． 取り組みの方向性

「男女共同参画社会についてのアンケート調査」から見えてくる豊中の市民像は、男女平等がまだ達成されていないという認識と男女共同参画社会の実現への期待やその理念に対する共感はあるものの、学校教育の分野以外では具体的な方向性やイメージが形成されていないこと、さらに、「社会通念・慣習」や「職場」「政治の場」「家庭生活」などでの男女の不平等は感じているものの、「何が変わることが必要なのか」「何が変えられるのか」については十分な理解や意欲がなく、「学校教育の場」などに任せがちな傾向がみられることなどである。

学校教育においては男女平等がある程度実現していると評価されている点を捉えると、行政の取り組むべき方向性も見えてくるのではないだろうか。即ち、全体的な「枠組み」と教育「内容」が相互に関連して旧来の価値観を克服し、多様な選択や価値観を認める方向への変化をめざせば、男女平等や男女共同参画などの価値もある程度浸透する可能性がある。政治や法律・制度の面でも、

このような男女格差に敏感でその是正をめざす意思とシステム変革のための方法論を持つことで、人権尊重の視点での多様な生き方を市民が選択することができる環境づくりのための市政の実現は可能だと思われる。

社会慣習や伝統文化のように、組織的に対応することが難しく個人の主観や自由意志が重要なものに関しては、個人の意識変革と自己決定にゆだねるべきとの意見もあるかもしれない。しかし、最初にも述べたように、個人が本当に自分の意思によって自由な選択をするためには、多様な選択肢が用意されると同時に、男女共同参画の問題でいえば「既存の一定の価値観に基づいた固定的な家族観や男女観を相対化する」といった第一のステップが必要である。「自らの意思で自由に生き方を選択する」という次のステップを可能にするために、行政としては自由な選択を阻んでしまう伝統や慣習の変革に臆せず踏み込んで行かないと、真の男女共同参画社会の実現は不可能なのである。

## ．推進すべき具体的な課題と推進の指標

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりの意識改革を伴うことでもあるので、市民・事業者の理解と協力のもとでの長期的な取組みが不可欠である。したがって、「豊中市男女共同参画計画」の達成度を長期的かつ総合的な視点で評価していくことが必要である。そのため、アンケート等による実態をふまえて、具体的な指標を設定し、継続的に数値を把握し、豊中市の男女共同参画の現状や課題・達成度についてわかりやすく示すことで、市民・事業者と一体となった取組みを進めていくことが求められている。

そこで、本審議会では、現状や課題を具体的な数値として状況を把握するための指標を検討し、男女共同参画の推進方策とともに、現在の「豊中市男女共同参画計画」の推進の指標を追加拡充した。

具体的には、「豊中市男女共同参画計画」の基本目標ごとに、男女共同参画の現状や課題に対する施策の取組み状況を指標とし、豊中市における男女共同参画政策の方向性と目標を示した。施策の進行を管理し、目標達成のための方策

を評価するために、これらの指標を活用して年次を区切って評価・公表することによって、市民・事業者と市との男女共同参画の現状や課題について共通認識が形成され、施策の効果的な推進がなされることを期待している。

\* 指標項目は 23～25 ページ

## 1. 推進体制について

平成 15 年度(2003 年度)策定の「豊中市男女共同参画計画」を着実に実行し、全庁的に男女共同参画を推進していくことが必要である。

### 1) 指標を用いた評価

「豊中市男女共同参画計画」および本答申であげた「指標」は、豊中市における男女共同参画政策の方向性と目標を示している。施策の進行を管理し、目標達成のための方策を評価するために、これらの指標を用いて年次を区切って検証する。

### 2) 庁内推進体制の整備

「豊中市男女共同参画計画」の実施は「男女共同参画推進本部」がその責務を負うのはいうまでもないが、男女共同参画はあらゆる施策に反映できるので、各分野における施策において男女共同参画を進めるためにどのような取組みが可能であるかを各分野が自主的に提案し、取り組む仕組みが必要である。そのためには男女共同参画推進課が庁内調整機能をさらに発揮することが不可欠であり、男女共同参画推進課の体制を強化することが必要である。

### 3) 拠点施設としての「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の活用

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」のさらなる充実

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷは、男女共同参画社会の実現に

向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供・啓発・学習、グループ・団体の自主的活動や交流の場の提供、相談等多様で独自の機能を果たしている。これまでの活動を継続しつつ、今後は更に地域との連携、市民との協働を行い、男女共同参画の推進に向けて、事業内容の一層の充実が必要である。

#### 市民との協働の場づくり

人権文化のまちづくりをすすめる豊中市として、男女共同参画への取組みは全庁的に関わるべきものではあるが、市民との協働参画の場として「男女共同参画推進センターすてっぷ」を活用してさまざまな活動を拡充するとともに、男女共同参画にかかわる NPO、女性グループ、各種団体などの交流・ネットワークづくりの受け皿を整備する。

#### 4) 男女共同参画推進状況等の評価

「豊中市男女共同参画計画」の進行の点検と評価を行うための組織としては「男女共同参画審議会」がその任に当たり、豊中市が定期的な市民アンケート調査を実施し、苦情処理委員会の機能発揮などによって市民からの評価を受け、取り入れる仕組みを整える。

## 2. 家庭生活と職業・地域生活の両立支援について

### 1) 家庭生活と職業との両立が容易になるための支援策の充実

#### 保育所の待機児童をゼロにする施策の実現

家庭生活と職業の両立の問題で悩みを抱えているのは圧倒的に女性である。保育が必要な子どもを持つ男女が働きやすいように、いつでも入れる保育所をめざし待機児童をゼロにするとともに、できる限り希望通りの保育所に入所できるような仕組みづくりが必要である。

## 介護・看護支援の充実

本市の高齢化は今後急速に進展すると予想され、また、本市の障害者手帳所持者数も年々増加傾向をたどり、重度障害者は手帳所持者の約45%と高い割合を占めている。

これまで、女性を中心とする家族が担ってきた介護・看護は、介護保険制度等の導入により介護の社会化は一定進んだといえるものの、男性の仕事や生活のあり方の現状をみると、その負担は有職者であれ、家事専業であれ女性にかかっている現実があり、家族の介護・看護に束縛され職業につくこと、趣味や自分らしく生きることを犠牲にせざるを得ない状況に置かれている。

障害者の地域での自立を促進することはもとより、一人暮らしや家族の形態にかかわらず、高齢者・障害者が住み慣れた地域で生活し続けることは、市民としての共通の願いであり、地域で安心して過ごせるような支援や基盤を整備することは、行政の責務である。

サービスの利用に当たっては、本人や家族の意向や状況に応じて様々な支援が切れ目なく提供されることが求められている。介護者の負担を軽減するためにも、ショートステイの受け入れ体制の充実や特別養護老人ホーム等の施設整備だけでなく、デイサービスを中心とした「通い」のサービスにショートステイ機能を持たせ、緊急時にヘルパーや支援者が訪問する等、地域に密着した多様なサービスの充実が必要であり、あわせて、より一層在宅サービスの充実・強化が求められる。

行政は、高齢者、障害者、その家族が生活実態にあわせ、介護サービスを自ら選択できるよう、十分に情報提供を行うとともに、女性・男性を問わず家庭生活と職業の両立を図れるよう、支援策を一層充実させ推進する必要がある。

### 両立支援のモデルケースを市役所内で実施

子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立ち、子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感しながら仕事と子育ての両立を図ることを目的として、豊中市の特定事業主行動計画が平

成 17 年(2005 年)4 月に策定された。

この計画を推進することにより、市のイメージアップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できるため、市としては着実に取り組むべきである。市職員の職業生活と家庭生活の両立支援を一層推進し、モデルケースとなることにより、事業所等への啓発にもつながると思われる。

## 2) 仕事と子育て・介護・看護の両立のための支援

### 学校における男女共同参画の重要性の教育推進

人の意識や価値観は体系的で持続的な学習によって養われる。これからの社会で生きていくためには男女共同参画の考え方が重要であることを幼稚園、小学校、中学校の教育課程において子どもたちに理解させることが求められる。そのためには教員がその重要性を十分に認識しておく必要がある。教員が十分な研修を受けることによって男女共同参画の意義を理解し、子どもたちに伝えなければならない。市は教育委員会と緊密に連携して教員研修を行い、学校においては子どもたちが性別にとらわれずバランスの取れた判断ができる教育を行うことが重要である。

### 家庭生活や地域活動における男女共同参画の重要性の啓発

家庭生活は、パートナー同士が対等の立場で運営することが重要であるが、現実には家庭生活の男女の役割が固定化し、特に女性において、理想像と現実とのギャップが大きい。パートナーの一方がリーダーシップを発揮して家庭生活を運営することは必ずしも否定されるべきではないが、相手の意見に耳を貸さず一方的に決定し実行することは、男女共同参画の趣旨に反する。パートナーの他方の考え方を十分に聞き入れ、お互いが納得できる形で役割を分担することを決定し実行することが大切であることを学習することによって、家庭生活はより円滑に運営されるだろう。市は、家庭生活における男女共同参画の重要性について積極的に啓発を行うことが求められる。

地域活動において、男女どちらかの性にかたよって運営が行われているとい

う実態がある中で、暮らしやすい活力のある地域社会をつくっていくためには、市民一人ひとりが、仕事と家庭、地域活動をバランスよく行うことが大切である。男女共同参画型の地域活動に変えていくためには、様々なライフスタイルの人たちが参画できるよう活動内容や時間帯などについて見直し、新たな工夫をする必要がある。また、地域やコミュニティ活動における女性指導者の育成と指導的立場への参画が促進されるような機運の醸成に努めなければならない。

### 3. 教育・保育の充実について

「豊中市男女共同参画計画」は、基本目標の5番目に「男女共同参画を推進する教育、保育・療育、学習の実現」を掲げている。この基本目標は、「男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画についての理解が深まり、男女が性別にかかわらず、各人の個性と能力を発揮することが不可欠」だとの認識のもとに定められている。

#### 1) 乳幼児期からの男女平等な教育を進めるための保育・教育環境の整備

性別役割を固定化して考える傾向は若い世代になるほど弱まるが、市民意識の中に性別役割や男女の特性を固定化して考える傾向はまだ根強いこと、また、男女の間には意識のずれがある。男女平等の意識を醸成するためには、乳幼児期から子どもの性別によって主体性や選択の幅が制限されることのない保育・教育環境を整備することが必要不可欠な課題となる。子どもにとって男女平等な環境を整備するためには、保護者の理解と保育所・幼稚園の経営者および職員の理解、積極的な取組みが必要となる。保育所・幼稚園における男女平等の必要性や実際の取組みについて、保護者と保育所・幼稚園の経営者および職員に理解してもらう機会をもうけることも重要である。

#### 2) 学校教育における男女平等教育・性教育の充実

保護者の進学期待についてみられる子どもの性別による格差の存在や、「学校は男女平等」との回答は約半数にとどまるなど、学校教育に関わる課題は多く

存在するとともに、男女平等教育を推進する場として、市民の学校教育に対する期待は高い。「学校、特に小・中学校で行うとよいと思うもの」として、「男女平等教育」「性教育」「男女共に働くための教育」の必要性についての回答はいずれも5割を超えて支持されている。

#### 男女平等教育および性教育に関する発達段階に即した系統的カリキュラムの整理

本市「人権教育推進プラン」の中にすでに男女平等教育は組み込まれているが、それを基にさらに発展させた形で、カリキュラム例を作成することが望まれる。内容的には近年の若年の就職難をふまえた労働問題の理解と進路支援のための内容を強化するといった特色を打ち出すことも考えられる。

また、性教育については、現実として必要性がますます高まっており、人権尊重、男女平等の精神にもとづき、性と生殖に関する健康を支援するための児童生徒の発達段階に即した系統的なカリキュラムの開発が望まれる。学校の性教育は教育活動全体を通じて行われるものであり、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、それぞれの特質に応じて適切に指導される必要がある。

#### 系統的カリキュラムに沿った教材の開発

本市には、「ひかるはひかる」などの教材があるが、作成されてから一定年限を経過しており、現状に適したものにしていけることが求められている。子どもたちの発達段階に即した教材を使って、系統的計画的に指導していくことが必要である。その際、上から「教え込む」のではなく、子どもたち自身が問題を発見し、調べ、議論し、考えることを重視する視点を盛り込むことが重要である。

#### 男女平等教育や性教育の推進

系統的カリキュラムと教材開発および実践の拠点として、人権教育推進モデル校区事業の一層の推進をはかる。保育所・幼稚園の取組みと連携し、男女平

等教育・性教育の必要性や実際の取組みについて保護者に理解してもらう機会を積極的にもうけることが重要である。地域ぐるみで、保護者と学校の共同作業によって、男女平等教育や性教育の内実が作り上げられていくことが望まれる。

### 3) 男女共同参画を推進する社会教育、学習の充実

DV、セクシュアル・ハラスメント、男性の子育て参加、女性の就労などに関する啓発活動は、ますます重要になってきている。市民が、自発的に出向く生涯学習施設だけでなく、自治会やPTA、職場など、大人が集う場で計画的に実施していくことが望まれる。

## 4. 労働の場における男女共同参画の推進について

### 1) 事業所に対するポジティブ・アクションの働きかけ

豊中市女性問題審議会では昭和61年(1986年)から7回にわたる答申がなされているが、職場での男性優遇感はいまだ解消されていない。事業者に対する啓発だけではなかなか効果が上がらないと見られ、さらに踏み込んだ施策が必要と考える。女性を積極登用することが、事業所にとってもメリットであるという意識が定着するよう、優良事業所を顕彰することは効果的だと思われる。また、市が発注する業務委託のうち、まず、労務提供型委託(受託企業から派遣される労働者が、市の施設・設備を使い、受託業務を履行する形態をとる委託をいう)をする際に、当該事業所の男女共同参画の推進状況についても評価する総合入札制度等の導入を検討する必要がある。それ自体が事業者に対する啓発効果を持つものと考えられる。さらに、契約行為を決定する際の判断の一要素とすれば、その効果はさらに増大するものと推察される。その際の推進状況について客観的な評価の手法を確立する必要がある。

これらの実施状況を踏まえ、その他の契約についても、検討を行う必要がある。

## 2) 均等な機会と待遇の確保

女性社員の研修・登用やパート・派遣労働者の地位向上について、具体的にどう取り組んでよいのかわからない事業所が多いのではないかとと思われる。また、女性の労働に対して「家族を養っていない」「女性だから」という理由で不当に低く評価し、賃金も低く抑えがちな事業所が少なからずある。さらに同一価値労働同一賃金の実現もまだ十分に取り組みがなされていない大切な課題である。

それらの啓発と是正のために、出前講座などを実施するほか、国や府と連携しながら、男女が対等なパートナーとして働ける企業風土づくりを推進するための、より効果的な啓発活動、多様な情報媒体を活用した広報・啓発活動、事業主などを対象とした研修や啓発、情報提供等、積極的な働きかけを行う必要がある。

## 5. 男女の人権に関わる暴力の根絶について

私たちの基本的人権の尊重は当然であり、男女ともに、人間としての権利を平等に享受することが当たり前の社会、性別による差別がない社会を実現する必要がある。現在、一番大きな壁となっているのが、伝統的な価値観に基づく性別役割分担の固定的な考え方とその表れである。この状況を打開するためには、市民の一人ひとりが固定的な性別役割分担の不合理を認識し、特に女性に多く強いられている日常的な役割を男性にも平等均等に分担する必要があることを学ばなければならない。そして、学んだら、実践することが大切である。このような考え方が身に付くと、セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）もなくなると期待される。市はこのようなことの意義を、より一層積極的な啓発活動を推進する必要がある。

## 1) 「DV根絶都市」をめざして

### 被害者が気軽に相談できる窓口の周知

DVは、法整備が進んで社会的に認識されるようになったとはいえ、まだ個人や社会の理解が不十分であり、潜在化しがちである。DVは重大な人権侵害であり、許されるものではないということを認識してもらうために、パンフレット、ポスター、ちらし等により、DVやDV防止法についての啓発および情報提供を行うことが必要である。また、相談窓口があることもあまり知られていないので、様々な媒体を通じて相談窓口の周知を図り、被害者が面談や電話、メールなどによって必要な相談が受けられるようにする。さらに、他の支援施設や窓口との連携が図られ、迅速な問題解決が可能になることが重要である。

### 相談窓口職員のDV認識の確立

市役所には多くの相談窓口があるが、相談員がDVの被害者に対し、「単なる夫婦げんか」といったような対応にならないよう「DVは犯罪だ」という認識の確立が求められる。また、訴訟の際の貸付制度があることなどもよりPRする必要がある。

### 非暴力教育の取組み

DV被害の根本的な解決策としては、加害者となる場合が多い男性への啓発、教育が欠かせない。直接の加害者だけでなく、潜在的に加害者になる場合が多い男性に対する啓発プログラムを民間団体の知恵を借りながら開発して、啓発活動を実施していくことが急務と考える。

## 2) セクシュアル・ハラスメント防止について

### 事業所に対するセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインづくりの働きかけ

男女雇用機会均等法では、各事業所はセクシュアル・ハラスメント防止のために配慮するよう義務づけられている。しかし、豊中市の「女性労働者の雇用管理に関する調査」では、書面で明らかにしている事業所が30.4%にすぎない。

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であることを各事業所に周知、徹底することが必要である。さらに、対応できない事業所に働きかけていけるよう、大阪労働局や大阪府と連携してセクシュアル・ハラスメントの防止啓発が実施できるよう検討すべきである。

#### 被害者が気軽に相談できる窓口の周知

相談・苦情処理体制が確立していない事業所などの従業員が泣き寝入りしないための支援が重要である。被害者が被害を訴え、相談することができ、事業所に対して是正の働きかけができる機能を持つ豊中市男女共同参画苦情処理委員会と、その受付窓口である苦情処理相談窓口の周知が必要である。

#### 学校、地域での取組みの徹底

セクシュアル・ハラスメントは職場だけではなく、学校や地域活動においても少なからず起きている。それを防止するためにあらゆる機会をとらえて啓発することが重要である。中でも学校でのセクシュアル・ハラスメントは子どもの健全な成長を妨げ、子ども自身の人生に深い傷を落とすこともあり、事象への対応については今後とも大阪府と緊密な連携のもと適切に対処する必要がある。

## 6 . 生涯を通じた健康支援について

健康支援の取組みは「豊中市男女共同参画計画」に基づき、健康づくり推進課、市立豊中病院、教育委員会が中心となって行い、ライフステージに応じた性と生殖に関する健康を支援することを目的としている。特に女性は妊娠や出産などのライフイベントを有しており、男性とは異なった健康支援に取り組む必要がある。以上の点をふまえて、推進すべき具体的課題を各ライフステージに応じて提言する。

豊中市が取り組むべき健康支援全般は「健康とよなか 21」(平成 14 年(2002

年3月)と「健やか親子21とよなか」(平成15年(2003年)3月)に公表されており、取組み目標も設定されている。取組みの達成状況については、答申中の指標項目だけでなく、「健康とよなか21」ならびに「健やか親子21とよなか」の目標値を用いて評価するとともに、これらの取組みは市民のみならず、在住外国人女性に対しても提供される必要がある。

#### 1) 思春期の健康支援

思春期の男女が自らの「からだ」と「心」について正確な情報を入手し、心身の健康維持について自らが判断するための支援が重要である。

予期しない妊娠や性感染症の防止  
喫煙や飲酒の防止

上記の課題に対する健康教育に関しては、学校保健や学校現場との連携が重要である。さらに、家庭や地域にも取組みの情報提供を行い協力を求めていくことにより、取組みの実効をあげることが望まれる。具体的支援としては性に関する知識を有効に活用するための啓発や相談体制を充実するとともに、十代の若年妊産婦のサポート体制を確立する。喫煙や飲酒は自分自身の健康に悪影響を与えるばかりでなく、次世代にも大きな影響を与える。特に妊娠している女性は喫煙や飲酒の影響が大きい。喫煙も受動喫煙として私たちの身体に影響を与える可能性があり、男女ともに若年からの取り組みが重要である。健康教育と同時に、タバコやアルコール飲料を未成年者が購入しにくい環境整備や、学校を含む公共施設の分煙、禁煙化などをさらに進めていくことが必要である。

#### 2) 妊娠、周産期の健康支援

妊娠・分娩期にある女性に対して男性が協力できる体制を確立し、出産後は安心した育児ができることが重要である。

安全で快適な妊娠と出産ができる環境づくり  
安心して育児ができる環境づくり

妊娠、出産、育児の安全性と快適さを向上させるため、保健指導をはじめ様々

な取組みが行われている。今後、これらの取組みをさらに推進し、安全性と快適性のバランスの取れた支援をめざす。この目標達成のために、母性健康管理指導事項連絡カードを活用する。また、新たな支援として産後うつ病の予防と相談、不妊治療の悩みに関する相談を更に充実し、女性医師を加えた女性外来に発展することが望まれる。

しかし、これらの取組みも安定した周産期・小児医療の存在が前提となる。近年、産科や小児科の医療従事者が著しく減少し、大阪府内においても周産期医療ネットワークの中核病院での分娩取り扱いの停止や小児救急医療の縮小が発生している。これらの問題に対処するためには近隣の自治体との協力が必要であり、早期対応の必要がある。医療の安全性の確保や医療資源の効率的な運用の面から医療の集約化がめざされている。しかし、医療の集約化は一方で、市民の希望にそぐわない場合も多く、市民の要望を考慮に入れた周産期医療ネットワークの再編を行う必要がある。

### 3) 成人期、高齢期の健康支援

更年期の女性は女性ホルモンの分泌低下に伴い、身体的、精神的変化をきたす。最近では男性においても同様の変化が示唆されている。また、この時期には生活習慣病の頻度が増加し、これらの問題に対する健康支援が重要である。

#### 更年期の男女に対する支援

性と生殖に関するがん（乳がん、子宮がん、前立腺がんなど）や骨粗しょう症の予防情報と健診

性と生殖に関する疾患は相談や受診しにくいという特徴を有する。そのため、女性が相談しやすい環境として設置された市立豊中病院の「看護職による女性相談」を積極的に活用する。さらに各種の健康診査やがん検診への受診の勧奨を行う。

## 7. 女性の参画拡大について

### 1) 市役所及び市が管轄する職場での女性の登用

男女雇用機会均等法が施行されて、雇用面では法的に、男女平等になった。しかし、実際の雇用状況においてはこれまで通り、男性が優先される傾向が強く残っている。また、業務内容において、男性と女性とでは、まだまだ平等とはいえない状況があり、昇級・昇格の待遇面においても、同期採用の男女が、同じ勤続年数であっても格差が広がり、男性に有利になっている。この格差を是正するための具体的な方策を更に検討し、女性を積極的に登用することが望まれる。

男女ともに、仕事をする中で気持ちのよい労働環境を望んでおり、将来、仕事に就く若い世代が進んで仕事をしたいと思えるような労働環境を今から充実させておく必要がある。男性はこれまで通りの労働環境が女性にとっては必ずしも好適なものではないことをきっちりと理解する必要がある。女性の意見が正当に反映されるような意思決定過程を構築する必要がある。このために、市は率先して庁内における管理職に、女性を積極的に登用し、管理職になるための機会を、今以上に男性と同等に保障することが望ましい。

小学校における校長・教頭の選任にあたっては、小学校教員の男女比の現状に鑑み、そのバランスを崩すことのないような登用を実施していくことが求められる。中学校においても、小学校とは異なる男女比だが、これも、バランスの取れた登用を実施することが求められる。女性の管理職が活躍しリーダーシップを発揮する姿を、次世代を担う子どもたちが目にすることは望ましい。

### 2) 組織の男女バランスの均衡

市役所は自らが男女共同参画のモデル職場になるよう積極的に取り組む必要がある。そのためには、女性職員に対し、努力すれば将来は「管理職」になるという職場の雰囲気づくりや経験が必要と考える。また、配属の際も偏った部署ではなく、すべての職場に女性がいる状況を作っていく。そうして、男女の

バランスの取れた組織は男女共同参画社会を実現するために望ましく、機能的な組織であるということ、モデルケースとして示すことが、事業所に対する指導、啓発になると考えるべきである。

## 8 . 男女共同参画社会づくりのための研究機関について

「豊中市男女共同参画計画」は、基本目標の6番目に「男女共同参画を推進する環境の整備」を掲げ、その基本課題の一つとして「男女共同参画にかかわる情報の収集・加工・提供の推進」を、「計画の推進」にあたって、「施策の総合的推進」のための「(2)調査研究、情報収集・提供」が必要であると規定している。その例として、「施策評価の研究、複合差別の研究、慣習・慣行の見直しの研究、市民の理解を促進する啓発の研究」などが挙げられている。課題の多様性と複雑性を十分に扱っている調査研究体制を整える必要がある。

### 1) 市民の意識および生活についての実態調査の継続実施

施策評価のためには、平成16年度(2004年度)に実施した「男女共同参画社会についてのアンケート調査」のような基礎データを継続的に収集し、市民の意識や生活実態の変化の動向(経年変化)とともに、それらに対する施策の効果を明らかにすることが必要不可欠な作業である。そのときどきの豊中市の現状を追うだけでなく、他地域との比較、全国との比較、さらには国際的な比較といった視点から、豊中の特性を分析することによってこそ、有効な施策を打ち出していくことが可能になる。男女共同参画推進課の内部に、継続的な実態調査のための体制づくりと、そのための予算措置が必要である。

### 2) 調査研究体制の整備

#### 施策評価のための調査研究

国際的にも、「ジェンダーの主流化」や「ジェンダー予算」という概念を柱に、男女平等を推進するための施策に関する議論が発展してきている。(「ジェンダ

一の主流化」とは、男女間の平等推進の視点をもって、すべての政策を作成・点検し男女のニーズや状況に沿って優先順位をつけるという意味である。)国内外の、政策立案・実施・評価に関する先進的な動きについての情報を収集することにより、それらの中から、豊中市の現状を改善するために有効な議論や事例を見出し、導入可能性を検討する機関をつくることが望まれる。

#### 市民と共同での豊中独自の課題研究・探求

豊中という地域が抱える課題を明らかにするために、市民参加による調査研究活動も期待される。質的調査(ケーススタディなど)や地域史研究など、地域にねざした市民の研究活動によってこそ、実り多い領域があることが考えられる。また、在日外国人問題、同和問題、障害者問題、高齢者問題など、地域におけるさまざまなマイノリティ問題を見据えつつ、男女共同参画社会の課題を考える必要がある。「男女共同参画」という理念は、現状として参画する「力」と機会にめぐまれた人々が中心となるものであってはならない。

地域の草の根の観点や複合差別の観点による調査研究や情報収集・提供は、すてっぷなど豊中市の中心施設で担われるだけでなく、当事者自身による自発的な活動を支援する体制をつくるべきではないだろうか。そのための具体的な施策としては、すてっぷの調査研究部門を充実(専門職としての研究スタッフの配置:現在職員の能力活用、または、新規の設置)はもちろん、それにとどまるのではなく、センターや行政と市民の協働の場、市民や学識経験者を組み込んだ半外部的な調査研究機関を創設、市民の調査研究活動への助成金制度の設立などが考えられる。

## 男女共同参画の指標項目

豊中市男女共同参画計画の基本目標	指標項目	現状	取り組み方向及びめやす値
政策・方針の決定過程への女性の参画拡大	政治の場における平等感	17.3%	増加させる
	審議会等の女性委員の割合	26.1% (平成17年度 市調査)	40% (平成23年度のめやす値)
	市の出資法人の役員のうち女性の割合	理事会 24.6% (平成17年度 市調査)	40% (平成23年度のめやす値)
	市の管理職・管理監督職(事務職・全職)の女性の割合	管理職 事務職 3.3% 全職 7.5% 管理監督職(ライン職) 事務職 7.2% 全職 20.2% (平成17年度 市調査)	増加させる
	学校の校長・教頭の女性の割合	校長 小中学校 15.3% 教頭 小中学校 30.0% (平成17年度 市調査)	20% (大阪府の目標値)
	市の職員のうち女性の割合(事務職・全職)	事務職 22.9% 全職 38.9% (平成17年度 市調査)	増加させる
	女性の役職者のいない事業所の率	57.3%(平成14年度調査)	漸減するよう働きかける
男女の家庭生活と職業・地域生活の両立支援	家庭生活における平等感	21.1%	増加させる
	地域活動における平等感	33.6%	増加させる
	夫婦で家庭責任を平等に分担したいと思っているのにできていないと感じている人の割合	生活費を得る 67.9% 家計の管理 69.9% 食事のしたく 84.5% 掃除 67.1% 洗濯 81.7% 子どもの世話 63.6% 高齢者、病人の看護・看護 53.5%	減少させる
	保育所待機児童数	26人 (平成17年度 市調査)	解消に努める
	お父さんの子育て講座参加者数	285組 (平成16年度 市調査)	600組
	育児休業規定を定めている事業所の率	54.1%(平成14年度調査)	・継続的に増加させる (労働者から申し出があれば、事業主は、育児休業・介護休業を与えなければならないと法律で定められているため、100%に近づける)
	介護休業制度がある事業所の率	36.5%(平成14年度調査)	

豊中市男女共同参画計画の基本目標	指標項目	現状	取り組み方向及びめやす値																		
就業における男女共同参画の推進	職場における平等感	13.6%	増加させる																		
	職場で男女が平等になっていると思う人の割合	採用・募集 24.8% 仕事の内容、仕事の分担 21.3% 昇給や賃金水準 19.1% 昇進・昇格 13.1% 能力・成果の評価 22.8% 教育訓練の機会 36.2% 住宅資金の貸付など福利厚生 31.6% 退職・解雇 34.3% お茶くみやコピー等の雑用 15.4%	増加させる																		
	(参考項目) ・労働力率 (15歳以上の就業者と完全失業者/15歳以上の人口) ・就業形態別の男女の割合 正職 長時間パート 短時間パート 全体	男性 75.3% 女性 44.4% <内、15歳～64歳の労働力率> 男性 82.5% 女性 51.7% (平成12年国勢調査) 男性 76.2% 女性 23.8% 男性 44.6% 女性 55.4% 男性 29.0% 女性 71.0% 男性 62.2% 女性 37.8% (平成14年度調査)																			
	男女の個人としての尊厳の確立	職場でセクシュアル・ハラスメントを受けた女性の割合	13年度調査 47.1% 16年度調査 41.2%	継続的に減少させる																	
DVを受けた女性の割合		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神的暴力</td> <td>60.7%</td> <td>48.5%</td> </tr> <tr> <td>身体的暴力</td> <td>28.4%</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>社会的暴力</td> <td>18.5%</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>経済的暴力</td> <td>27.6%</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>性的暴力</td> <td>21.7%</td> <td>23.5%</td> </tr> </tbody> </table>		12年度	16年度	精神的暴力	60.7%	48.5%	身体的暴力	28.4%	19.0%	社会的暴力	18.5%	20.3%	経済的暴力	27.6%	15.8%	性的暴力	21.7%	23.5%	継続的に減少させる
		12年度	16年度																		
精神的暴力		60.7%	48.5%																		
身体的暴力		28.4%	19.0%																		
社会的暴力		18.5%	20.3%																		
経済的暴力	27.6%	15.8%																			
性的暴力	21.7%	23.5%																			
DVで命の危険を感じるほどの暴力を受けた女性の割合	12年度調査 3.0% 16年度調査 3.3%	継続的に減少させる																			
DVについて相談しなかったが、しなかった人の割合	女性 8.3% 男性 4.4%	継続的に減少させる																			
セクシュアル・ハラスメントにあたると思う人の割合 からだをじろじろ見られる 故意に身体にふれられる 昇進や商取引などを利用して性的な係を迫られる	女性 42.9% 男性 31.1% 女性 58.7% 男性 51.0% 女性 61.2% 男性 54.3%	継続的に増加させ、男女の数値の差を縮める																			
DVにあたると思う人の割合 実家の親・きょうだい、友人との付き合いをいやがられたり、禁止される 「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」「かいしょうなし」などと言われる げんこつや身体を傷つける可能性のあるもので、なぐるふりをしておどされる 避妊に協力してくれない	女性 41.9% 男性 30.5% 女性 56.6% 男性 44.1% 女性 67.9% 男性 56.9% 女性 50.2% 男性 38.6%	継続的に増加させ、男女の数値の差を縮める																			

豊中市男女共同参画計画の基本目標	指標項目	現状	取り組み方向及びめやす値
男女の個人としての尊厳の確立	セクシュアル・ハラスメントを許さないことを明らかにしている(就業規則、労働協約等の書面により明確化する等)事業所の率	30.4% (平成14年度調査)	継続的に増加させる
	看護職による女性相談	88件(平成16年度 市調査) * 平成16年5月から実施	120件
	男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談の窓口数や相談の種類の数,相談枠数	相談窓口数 2 相談の種類の数 6 相談枠数 電話相談 104時間/月 面接相談 80枠/月 法律相談 24枠/月 労働相談 10枠/月 からだ性と性相談 6枠/月 女性相談 2時間/月 (平成16年度 市調査)	相談の種類の数を増加させる
男女共同参画を推進する教育、保育、学習の充実	学校教育の場の平等感	51.1%	増加させる
	女の子と、男の子の教育程度を同様にしたいと考えている人の割合	57.7%	増加させる
	男女共同参画を推進する学習講座数	16講座 6講演会 (平成16年度 市調査)	20講座 5講演会
	男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数	501人 (平成16年度 市調査)	230人
男女共同参画を推進する環境の整備	法律や制度の上での平等感	28.3%	増加させる
	社会通念、慣行、しきたりなどの平等感	9.7%	増加させる
	社会全体での平等感	12.7%	増加させる
	「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない人の割合	女性 41.9% 男性 29.1%	継続的に増加させ、男女の数値の差を縮める
	「結婚したら、妻が夫の姓を名乗るのは、当然だ」という考え方に同感しない人の割合	女性 28.1% 男性 20.4%	継続的に増加させ、男女の数値の差を縮める
	「育児・介護休業は、男性より女性がとったほうがよい」という考え方に同感しない人の割合	女性 20.6% 男性 13.5%	継続的に増加させ、男女の数値の差を縮める
	すてっぷ情報ライブラリーの貸出件数	21,784件 (平成16年度 市調査)	26,000件
すてっぷ情報ライブラリーの図書・資料の蔵書数	14,660点 (平成16年度 市調査)	17,000点	
その他(参考項目)	アンケートの有効回答率	39.8%	

網掛け部分は、現行の「男女共同参画計画」の指標項目。  
:平成16年度調査「男女共同参画社会についてのアンケート調査」  
平成12年度調査:「夫・パートナーからの女性に対する暴力調査」  
平成13年度調査:「女性の就労に関する調査」  
平成14年度調査:「女性労働者の雇用管理に関する調査」  
平成16年度市調査:市の担当課による調査で平成16年度の現状  
平成17年度市調査:市の担当課による調査で平成17年度の現状



## 参 考 资 料

諮問文

豊中市男女共同参画推進条例

豊中市男女共同参画審議会規則

豊中市男女共同参画審議会委員名簿

豊中市男女共同参画審議会審議経過



豊中市男女共同参画審議会  
会 長 川喜田 好恵 様

豊中市長 一 色 貞 輝

男女共同参画推進条例第 2 3 条の規定にもとづき、次のとおり諮問します。

#### 諮 問

豊中市における男女共同参画の推進に関する施策等の推進方策について、貴審議会の意見を求めます。

#### 趣旨

本市では、平成 2 年(1990 年)に「豊中市女性政策基本方針」、平成 6 年(1994 年)に「豊中市女性政策実施計画」を策定、平成 12 年(2000 年)には男女共同参画推進の拠点として「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」を開設するなど、男女共同参画施策の推進に努めてまいりました。

また、平成 14 年(2002 年)の豊中市女性問題審議会からの答申(「豊中市における男女共同参画社会の実現をめざす総合行政のあり方について」)に基づき、昨年 10 月に「豊中市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、本年 3 月には「豊中市男女共同参画計画」を策定したところです。

このことにより、男女共同参画社会の実現をめざすための本市の基本的な枠組みは一定整備されましたが、なお職域や地域など様々な分野における活動への参画に男女間の格差が生じているのが現状であります。全国的にも性別による固定的な性別役割分担等を反映した制度などの存在や女性に対する暴力の社会問題化など、多くの課題があり、その解消が求められています。

今後、本市と致しましては、条例及び計画に則り、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画への取り組みを総合的かつ計画的に推進していく必要があります。そのため、現状を的確に把握した上で、市民・事業者に対し男女共同参画の推進状況や施策の実施状況を明確に示し、市民・事業者の理解を得ながら取り組みを進めていくことが不可欠であります。

この現状を踏まえて、男女共同参画施策等を効果的・効率的に推進していくための方策について検討いただくため、貴審議会に「豊中市における男女共同参画の推進に関する施策等の推進方策(推進のための指標を含めて)」について、諮問いたします。

# 豊中市男女共同参画推進条例

公布 平成 15.10.10 条例 48

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定しました。

豊中市においては、人権に根ざした文化に満ちたまちの実現をめざして、一人ひとりの個性が大切にされ、共に生きることができ開かれた社会づくりに取り組んでいます。こうした中で、女性政策基本方針等の策定やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの開設など、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきましたが、職域や地域などにおける活動への参画に男女間の格差が生じているのが現状であります。

また、全国的にも性別による固定的な役割分担等を反映した制度等の存在や女性に対する暴力の社会問題化など、多くの課題があり、その解消が求められています。

こうしたことから、すべての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができる男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現が重要となつています。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、男女共同参画への取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

**第 1 条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

**第 3 条** 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行えるようにすること。
- (5) 男女が互いの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活が営まれること。

- (6) 男女が就業の場において、均等な機会と待遇を享受できる状況が実現されるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮して行われること。

(市の役割)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のつとりに、男女共同参画の推進に関する施策(積極的是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、体制の整備その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、基本理念のつとりに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、基本理念のつとりに、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念のつとりに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

**第7条** 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担等若しくは異性に対する暴力的行為を助長する表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

**第9条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第23条に定める豊中市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての配慮)

**第10条** 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における委員の構成)

**第11条** 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(広報及び啓発並びに教育)

**第12条** 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発

並びに教育を行うものとする。

(調査研究)

**第13条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

**第14条** 市は、市民又は事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(セクシュアル・ハラスメント等を防止するための取組等)

**第15条** 市は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を防止するための取組を進め、これらの被害を受けた者に対し、必要な援助を行うものとする。

(環境の整備)

**第16条** 市は、男女が共に社会のあらゆる分野における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めるものとする。

(人権侵害についての相談等)

**第17条** 市は、性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関との連携を行うものとする。

(訴訟等の資金の貸付け)

**第18条** 市長は、豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例(平成15年豊中市条例第49号)の定めるところにより、前条に規定する人権侵害を受けた市民が行う訴訟等に要する費用に充てる資金を貸し付けるものとする。

(男女共同参画苦情処理委員会)

**第19条** 社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、次に掲げる申出その他市長が必要と認める事項を処理する豊中市男女共同参画苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 市又は国若しくは大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出

(2) 性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によつて人権が侵害された場合における苦情又は救済の申出

2 委員会は、次に掲げる事項を除き、市民その他市規則で定める者からの前項各号に掲げる申出を処理する。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) その他市規則で定める事項

3 前項の市規則で定める者が委員会に申出を行うことができる範囲は、市規則で定める。

4 委員会は、第1項第1号に掲げる申出があつたときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あつせん、勧告又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申出が国又は大阪府に係るものであるときは、これら助言、調整等に替えて当該調査結果の通知を行うものとする。

5 委員会は、第1項第2号に掲げる申出があつたときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あつせん、是正の要望又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申出が市に係るものであるときは、前項本文の規定によるものとする。

6 第2項及び前2項に定めるもののほか、委員会は、市に関し男女共同参画の推進に重大な影響を及ぼすと認められる事項があると認める場合は、自らの発意に基づき調査を行い、意見表明を行うことができる。

7 委員会は、委員3人以内で組織する。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(専門調査員)

**第20条** 市長は、委員会が処理する事項について調査させるため、専門調査員を置く。

2 前条第8項の規定は、前項の専門調査員について準用する。

(調査への協力)

**第21条** 市は、委員会が第19条第4項から第6項までの規定により市について調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(勧告への対応等)

**第22条** 市は、第19条第4項本文の勧告(同条第5項ただし書の規定により同条第4項本文の規定によるものとされた同項本文の勧告を含む。)を受けたときは、当該勧告に対し適切かつ迅速に対応し、必要な措置を講じるとともに、その内容を速やかに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表する。

(男女共同参画審議会)

**第23条** この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

**第24条** 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表する。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第23条までの規定並びに次項及び附則第3項の規定は、市規則で定める日から施行する。

[平成15.11規則79により、第18条から第22条まで及び附則第3項(委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年豊中市条例第19号)第2条第1項第39号の次に2号を加える改正規定中同項第41号に係る部分を除く。)の規定は、平成15.11.7から施行]

[平成15.12規則85により、第23条並びに附則第2項及び第3項(委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年豊中市条例第19号)第2条第1項第39号の次に2号を加える改正規定中同項第41号に係る部分に限る。)の規定は、平成15.12.19から施行]

2・3 他の条例の一部改正〔略〕

# 豊中市男女共同参画審議会規則

公布 平成 16.1.15 規則 1

沿革 平成 17.3.31 規則 3

(目的)

**第1条** この規則は、豊中市男女共同参画推進条例(平成15年豊中市条例第48号)第23条第4項の規定に基づき、豊中市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

**第2条** 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市長が特に必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかつたときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

**第7条** 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、人権文化部男女共同参画推進課において処理する。

(施行細目)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成16年1月20日から施行する。
- 2 豊中市女性問題審議会規則(昭和59年豊中市規則第4号)は、廃止する。
- 3 会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。
- 4 他の規則の一部改正〔略〕

**附 則** (平成17.3.31規則3抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

豊中市男女共同参画審議会委員名簿

【平成18年(2006年)1月現在】  
(敬称略、五十音順)

委員名	職業等	備考
赤尾 勝己	関西大学文学部教授	
大橋 一友	大阪大学大学院医学系研究科教授	検討部会委員
岡本 欣治	市民公募	
川喜田 好恵	大阪府立女性総合センター相談事業担当コーディネーター	会長 検討部会委員
河村 潤子	市民公募	
木村 涼子	大阪大学大学院人間科学研究科助教授	検討部会委員
小牧 規子	読売新聞大阪本社生活情報部次長	検討部会委員
小矢野 哲夫	大阪外国語大学外国語学部教授	会長代理 検討部会委員
西郷 新一	毎日文化センター代表取締役社長	
谷村 政廣	豊中企業人権啓発推進員協議会顧問	
野々山 久也	甲南大学文学部教授	
水谷 徳子	泉丘公民分館顧問	
牟田 和恵	大阪大学大学院人間科学研究科教授	
矢倉 昌子	弁護士	
脇本 ちよみ	日本労働組合総連合会大阪府連合会事務局長	

## 豊中市男女共同参画審議会審議経過

### (1) 豊中市男女共同参画審議会

年度	回	開催月日	審議内容
平成 16 年度	第 1 回	7 月 15 日	(1) 諮問について (2) 豊中市男女共同参画の推進状況等について (3) 豊中市男女共同参画計画にかかる実態と意識調査について
	第 2 回	12 月 10 日	(1) 経過報告 (2) 「男女共同参画社会についてのアンケート」の結果について (3) 今後の審議会の日程と検討内容について
	第 3 回	2 月 23 日	(1) 経過報告 (2) アンケートの結果の分析について (3) 指標項目及びめやす値について
平成 17 年度	第 1 回	5 月 6 日	(1) 指標項目及びめやす値について
	第 2 回	6 月 29 日	(1) 指標項目及び取組み方向について (2) 答申案骨子について
	第 3 回	9 月 7 日	(1) 中間まとめ(案)について
	第 4 回	12 月 21 日	(1) 市民意見に対する審議会の考え方について (2) 男女共同参画審議会答申案について

### (2) 豊中市男女共同参画審議会答申案検討部会

年度	回	開催月日	審議内容
平成 16 年度	第 1 回	8 月 12 日	(1) 豊中市男女共同参画計画にかかる実態と意識調査について
	第 2 回	8 月 30 日	(1) 豊中市男女共同参画計画にかかる実態と意識調査について
	第 3 回	1 月 19 日	(1) 「男女共同参画社会についてのアンケート」結果の分析について ・ 指標項目及びめやす値の具体案の検討
	第 4 回	3 月 2 日	(1) 指標項目及びめやす値について
	第 5 回	3 月 23 日	(1) 指標項目及びめやす値について (2) その他の推進方策について
平成 17 年度	第 1 回	5 月 26 日	(1) 指標項目のめやす値、取組み方向について
	第 2 回	7 月 16 日	(1) 指標項目のめやす値、取組み方向について (2) 中間まとめ(案)について
	第 3 回	7 月 22 日	(1) 指標項目のめやす値、取組み方向について (2) 中間まとめ(案)について
	第 4 回	8 月 24 日	(1) 中間まとめ(案)について
	第 5 回	11 月 16 日	(1) 男女共同参画審議会答申案について (2) 市民意見に対する審議会の考え方について

### (3) 「男女共同参画審議会答申案」市民意見募集

	開催年月日	内容
市民意見募集	平成 17 年(2005 年)10 月 8 日～27 日	「豊中市男女共同参画審議会答申案」について意見を聴く。

豊中市における男女共同参画の推進に  
関する施策等の推進方策について  
答 申

平成 18 年(2006 年)1 月

発行 豊中市人権文化部男女共同参画推進課  
〒561 - 8501 豊中市中桜塚 3 - 1 - 1  
TEL 0 6 - 6 8 5 8 - 2 6 5 4  
FAX 0 6 - 6 8 4 6 - 6 0 0 3